

令和8年度

施政方針演述

— わたしたちが創る 笑顔がいっぱい いわてまち —

岩 手 町

令和8年第1回岩手町議会定例会の開催にあたりまして、令和8年度の町政運営における私の所信の一端を申し上げまするとともに、主要施策についてご説明申し上げ、議員各位をはじめ、広く町民の皆様に深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和7年度は、岩手町誕生から70年という節目を迎えた記念すべき年であり、「岩手町総合計画後期基本計画」、さらに国が進める地方創生の指針となる「岩手町まち・ひと・しごと総合戦略」策定の時期でもありました。岩手町が将来にわたり持続していくために、5年前に策定した岩手町総合計画基本構想において示した「わたしたちが創る 笑顔がいっぱい いわてまち」という町の将来像を実現すべく、次世代を担う人材の育成や、地域への愛着と誇りの醸成につながる取り組みを進めて参りました。

そして、全国的に、少子高齢化及び人口減少に伴う地域産業の縮小が懸念される中、本町では、「地域内経済循環」や「地産外商」の取り組みを推進しながら、「若者から選ばれるまちづくり」を進めてきました。

引き続き、起業・創業支援やふるさと納税寄附額増加、交流人口拡大などに取り組み、地域経済の活性化を図り、持続可能なまちづくりを進めて参ります。

令和8年度は、岩手町総合計画後期基本計画の初年度であります。前期基本計画の取り組みの成果を継承しつつ、新たなまちづくりの方向性を具体化し、目標の達成に向けて取り組むとともに、SDGsをベースにした岩手町ならではの地方創生の実現に向け、各種施策を推進して参ります。

それでは、令和8年度の主な施策の概要について、総合計画の7つの基本目標ごとに、ご説明させていただきます。

基本目標1「住むひと・来るひとみんなで創るまち」

最初に、基本目標の1、「住むひと・来るひとみんなで創るまち」についてです。

住む人はもとより、本町に関わる誰もが、地域やまちのことを自ら考え行動し、様々な形でまちづくりに関わる「共創のまちづくり」を進めて参ります。

(主体的な住民活動支援)

持続可能なまちづくり及び本町の課題解決に向けて、町内外の個人や企業、団体などからのご理解、ご協力をいただき、「リビングラボ」の手法を用いながら産学官民連携が進展するよう、今後も継続して参ります。

本町では、「住むひと・来るひとみんなで創るまち」のさらなる推進を図るため、令和4年度に「わたしたちが創るまちづくり補助金」を創設しました。これまでに21団体が活用し、町民が主体となり創意工夫に満ちたまちづくり活動が活発に行われ、本町のさまざまな場面で主体的にまちづくりに関わる人材が育成されています。今後も主体的にまちづくりに取り組む皆様の支援を継続して参ります。

(広報・広聴の充実)

広報・広聴の充実につきましては、より分かりやすく、伝わりやすい「広報いわてまち」の紙面づくりに努め、ホームページやSNSを活用した情報発信のさらなる充実に取り組みます。生き生きと暮らす町民の皆様の活躍や様々な情報を広く町内外にお知らせし、シビックプラ

イドの醸成を推進して参ります。

さらに、町政懇談会「わたしたちが創る笑顔がいつばいいわてまち会議」などの従来の取り組みを継続するとともに、行政と町民、あるいは町民同士が対話する機会を創出し、「町民が主役のまちづくり」を進めて参ります。

(関係人口の拡大)

次に、関係人口の拡大についてです。

都市部との交流や町のPR、事業者間の関係構築を目的としたプロモーションイベントをはじめ、国内外の自治体との交流事業の実施により、本町の魅力発信、関係人口・交流人口拡大及び販路拡大を推進します。

また、地域おこし協力隊の採用や、移住コーディネーターを中心とした移住者の増加に向けた取り組みなどを通じて、引き続き移住・定住の促進に努めます。

(空き家対策の推進)

空き家対策につきましては、現行の「岩手町空家等対策計画」に基づき、空き家の適正管理に関する周知啓発や利活用の促進に取り組むとともに、危険な空き家の所有者等に対し、助言やその他必要な支援などを行うよう

努めて参ります。

また、令和7年度に実施した空家等実態調査の結果を踏まえ、「岩手町空家等対策計画」の改定を行い、より実効性の高い施策の推進を図って参ります。

(地域公共交通の推進)

地域公共交通の推進につきましては、「岩手町地域公共交通計画」に基づく事業の推進を図り、「あいあいバス」や「あいあいタクシー」の利便性の向上に努めるほか、町民や来町者にとっても利用しやすい公共交通を目指して参ります。公共交通利用者の減少に伴い、路線バスが廃止になるなど、厳しい現状ではありますが、関係自治体や事業者と連携しながら持続可能な公共交通の確保と交通空白地域の解消を図って参ります。

基本目標2「多彩な産業振興で未来を拓くまち」

次に、基本目標の2、「多彩な産業振興で未来を拓くまち」についてです。

(農林業の振興)

まずは、本町の基幹産業である農業についてです。

本町では地域特性を生かした水稻、園芸、畜産、葉たばこなどを組み合わせた「岩手町型農業」を実践し、県内有数の食料生産基地としての地位を確立しています。

しかしながら、農業を取り巻く情勢は、天候不順や異常気象、資材等の高騰などにより厳しさを増しております。経営規模の大小に関わらず、農業経営を継続できるよう支援するとともに、環境に配慮した持続可能な農業経営を推進して参ります。

とりわけ、栽培110年以上の長い歴史を持ち、東北一の生産量を誇るキャベツに関しては、各種支援、助成や生産部会等との連携により、関東圏をはじめとした大消費地におけるトップセールスなどを本年も実施して、「いわて春みどり」ブランドのさらなる知名度向上と販路拡大に一層取り組みます。

農業経営の支援に向けた取り組みとしては、地域農業の発展をけん引する認定農業者や集落営農組織などの中心経営体に対して、各種補助事業を活用し、農業経営基盤強化を推進して参ります。

また、環境保全型農業をさらに推進するため、本年も

耕畜連携による堆肥の利用推進を実施して参ります。

農地の確保と有効利用の促進に関する取り組みとしては、農地中間管理事業などを活用し、地域の農業の担い手への農地集積を推進するほか、農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめ、関係機関と連携して目標の実現に向け取り組んで参ります。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るため、地域の共同活動などへの支援を継続して行い、地域資源の適切な保全管理を推進して参ります。

被害が拡大している鳥獣被害対策につきましては、引き続き猟友会や関係機関と連携し、農作物被害の低減に努めていきます。

また、農家自らが電気柵設置等を行う鳥獣被害防止対策事業について、活用条件を緩和し、自主的な被害防除の取り組みを一層支援して参ります。

豚熱や鳥インフルエンザなどの防疫体制につきましては、県や関係機関と連携を図りながら、衛生管理への支援や関係施設の防疫対策に取り組んで参ります。

次に、林業についてです。

森林の適切な管理をさらに促進するため、国や県の森林整備事業と本町の補助事業を合わせて、造林や除伐、保育間伐などの私有林整備を促進して参ります。

また、脱炭素実現に向けた J-クレジット制度実施事業につきましては、本町における豊富な森林資源の高付加価値化を目指し、森林 J-クレジット販売に向けたクレジット認証、発行に取り組んで参ります。

農業、林業の担い手確保につきましては、国の新規就農者育成総合対策事業を活用するとともに、国の支援基準に満たない方に対しても、将来にわたり農林業従事者を安定的に確保するため、本町の新規就業者支援事業を見直しながら継続して参ります。

(観光の振興)

観光の振興については、本町の夏まつりや秋まつり、クラフト市など、特色ある各種イベントの魅力を広く発信するとともに、道の駅「石神の丘」や石神の丘美術館との連携を深め、さらなる集客を図って参ります。

また、石神の丘と総合運動公園に新たに誕生したクアオルト健康ウォーキングコース「岩手町クアの道」につ

きましては、健康増進と観光を組み合わせた本町の資源として活用し、交流人口の拡大につなげて参ります。併せて、いわて沼宮内駅の利便性を町内外にアピールし、誘客の促進に努めます。

さらに、自然環境など既存の地域資源を活用した、体験型のプログラムなどの新たな地域資源を創出する取組により、関係人口や交流人口の拡大及び地域資源のさらなる価値創出を図って参ります。

(商工業の振興)

商工業については、空き店舗解消、若手リーダーの育成、事業承継などの課題に継続して取り組むとともに、資金繰りの円滑化や事業再構築への支援を通じて、地域経済の安定に努めて参ります。

(稼ぐ仕組みの確立)

次に、稼ぐ仕組みの確立についてです。

起業・創業の拠点施設であるフューチャーセンターを活用し、町商工会や地域商社「つなぐ・いわてまち」などと連携しながら、起業家の育成や誘致、地域経済の活性化を図り、町内外の個人や企業などの起業・創業を支援

して参ります。

産業全般におきましては、新たな商品の発掘や開発、既存の商品のブランド化、関係機関との連携による販路拡大や新規市場開拓に取り組みます。

(雇用拡大策の充実)

雇用拡大策の充実については、若年者雇用奨励制度や新規雇用等研修費補助制度を実施し、若者の地元雇用の促進を図ります。さらに、小規模事業者における従業員研修や資格取得などの人材育成を支援し、就業環境の整備を進めて参ります。

基本目標3 「ひとと文化を大切にする教育のまち」

続いて、基本目標の3、「ひとと文化を大切にする教育のまち」についてです。

主要な施策につきましては、後ほど教育長が教育行政方針においてご説明いたしますので、私からは特に4点について述べさせていただきます。

(石神の丘美術館)

石神の丘美術館では、「花とアートの森」としての魅力

をさらに高め、引き続き地域に密着した同美術館ならではの企画展を開催します。また、本町の芸術・観光の中心施設として、町内外へ魅力を発信していきます。

(北泉中学校校舎等建設工事)

令和10年4月開校予定の統合新設中学校「北泉中学校」について、校舎等の施設整備を令和8年度から本格的にスタートいたします。併せて、併設して整備する学校給食センターにつきましても、統合新設中学校と同じく令和10年4月の供用開始を目指し、中学校校舎等の整備と一体的に建設工事を進めて参ります。

(県立沼宮内高校の魅力化の推進)

町内唯一の高校である県立沼宮内高等学校の魅力化につきましても、引き続き、沼宮内高等学校教育振興会補助金による教育活動の充実、部活動強化、高校生活への支援等を実施するとともに、県外からの入学者の確保を図っていきます。

(国際交流の推進)

国際交流事業につきましても、2021年の東京五輪を契機にスタートしたアイルランドとの交流を中心としてさ

らなる交流の推進に取り組んで参ります。

基本目標 4 「幸せと笑顔があふれる健康福祉のまち」

次に、基本目標 4、「幸せと笑顔があふれる健康福祉のまち」についてです。

町民の誰もが、健康で自分らしく暮らせるように、保健、医療、福祉、そして子育て環境の充実を図り、全世代の皆様が笑顔で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

(地域福祉の実現)

地域福祉につきましては、福祉の担い手の育成や町民の皆様の福祉活動への参画を促し、「すべての町民が安心して暮らせる共生社会」の実現を目指して参ります。そのために、関係機関との緊密な情報共有と連携に努めるとともに、社会的に孤立している方や生活困窮者等の的確な把握を行い、状況に応じた適切な支援を迅速に展開して参ります。

(健康づくりの推進)

次に、健康づくりの推進についてです。

本町の各種健（検）診事業は、生活習慣病の予防と早期発見、早期治療に向けた健（検）診体制の充実により、これまで高い健（検）診受診率を維持して参りました。今後は、これまでの取り組みの上に、「自分の健康は自分で守る」という意識の醸成を図り、精密検査受診率の向上に取り組んで参ります。加えて、健診等で明らかになった健康課題に対する健康づくり事業を行い、町民の健康寿命の延伸を目指します。

また、かつて高い水準にあった本町の自殺死亡率は、関係機関と連携した地道な取り組みにより、ここ数年は減少傾向で推移しています。引き続き、こどもから高齢者まで幅広い年代を対象としたこころの健康教育、相談対応などを行い、自殺予防に取り組んで参ります。

（こども家庭センター機能の充実）

次に、こども家庭センターの充実についてです。令和7年度に設置した「こども家庭センター」では、母子保健及び児童福祉の機能を一体的に運営し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの健康や福祉に関する包括的な支援を実施します。

(母子保健)

母子保健につきましては、安心して子育てができる環境整備を推進するため、妊娠から出産・育児まで一貫した相談支援と経済的支援を一体的に実施するほか、妊産婦の健診及び出産に係る交通費等の支援、産後ケア事業を実施します。

また、妊婦教室、乳幼児各年齢期の健診、離乳食教室、療育教室などの対面による相談支援のほか、健診・予防接種などの子育て支援情報を発信する「いわてまち子育てアプリ」、SNSを通じて24時間医師に相談できる「産婦人科・小児科オンライン」といったインターネットを活用した支援も引き続き提供して参ります。

(児童福祉)

児童福祉につきましては、本町独自の子育て支援施策として、第1子からの保育料無償化、乳幼児期のおむつ・ミルク購入費用の助成、入学準備応援事業などの経済的支援を引き続き実施します。

また、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、親の就労に関係なく子どもを預けられる「乳児

等通園支援事業」、いわゆる「こども誰でも通園制度」を令和8年度より実施します。

(医療体制の充実)

地域医療体制の充実につきましては、限られた医療資源を効率的、効果的に活用した切れ目のない医療・介護サービスの提供体制を構築するため、関係機関や近隣市町等と連携し、訪問診療の充実の検討など、将来に向けた在宅医療の体制づくりに取り組んで参ります。

また、沼宮内地域診療センターの小児科の診療日数が、これまでの要望により増加しておりますが、小児科の常設を含む沼宮内地域診療センターの診療体制の充実について、引き続き県に対して働き掛けて参ります。

(国保・後期高齢者医療の安定運営)

国保・後期高齢者医療の充実につきましては、県、関係機関と連携し、事業の健全運営に努めるほか、国に対して財政措置の強化をさらに要望して参ります。

誰もが安心して医療を受けられるよう、医療費の適正な管理に努め、将来にわたって利用できる制度の維持に取り組んで参ります。

(障がい者福祉の充実)

障がい者福祉につきましては、関係機関及び地域と連携しながら、サービス提供事業所の確保や、提供サービスの質の向上を含めた支援体制の充実に取り組みます。また、障がい者等の自立と社会参加を支援するとともに、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深め、お互いに尊重し合いながら自分らしく元気に暮らすことができるよう、各種制度等の情報提供や広報、啓発活動を行って参ります。

さらに、現在、民間事業者が展開する障がい児通所支援事業所の開設に向けて事業が進んでおりますが、令和8年度から始まる本格的な運営の支援等にも取り組んで参ります。

(高齢者福祉・介護支援の充実)

高齢者福祉・介護支援の充実につきましては、岩手町総合計画及び「第9期岩手町高齢者福祉計画」に基づき、「すべての高齢者が住み慣れた家庭や地域で、健康にいきいきと暮らせるまち」を目指し、地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進を図って参ります。

高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するため、「健康いきいきサロン」や「高齢者学級」、「シルバーリハビリ体操」などを通じ、学習・健康づくり、そして交流の場の提供に努めます。

また、地域での安心した生活を支えるため、生活支援サービスの充実や「安心生活あいネット」など、町民の皆様への支え合いによる見守りや生活援助を支援して参ります。

「老人福祉センター」につきましては、老朽化が進んでおりますが、引き続き適正な管理に努め、高齢者をはじめとする町民の皆様への憩いの場として、安心してご利用いただけるよう運営して参ります。

(認知症施策の推進)

認知症への対応につきましては、医療機関や介護事業所等との連携により、早期発見・早期対応に重点を置くとともに、適切な医療・介護を提供することで、ご本人やご家族等への支援に努めます。認知症カフェへの協力に加え、認知症地域支援推進員とともに、認知症基本法の理念や「新しい認知症観」についての普及啓発を行い、

地域全体で支え合う環境づくりに努めて参ります。

成年後見制度及び権利擁護につきましては、今後もニーズの増加が見込まれることから適切に対応して参ります。

(介護保険事業の推進)

介護保険事業につきましては、居宅介護支援事業所やサービス事業所等の関係機関、盛岡北部行政事務組合と緊密な連携を図り、地域支援事業や介護予防事業の着実な実施と、サービスの充実に努めて参ります。

令和9年度から始まる「第10期介護保険事業計画」及び「第10期岩手町高齢者福祉計画」の策定に向けて、高齢者福祉と介護支援がより一層充実したものとなるよう、盛岡北部行政事務組合等と十分に協議を重ね、計画的に取り進めて参ります。

基本目標5「安全で安心して住み続けられるまち」

次に、基本目標の5、「安全で安心して住み続けられるまち」についてです。

災害に対する備えの向上や、交通安全、防犯対策に取

り組み、暮らしに必要な社会基盤である道路、河川、上下水道の整備を進めるとともに、快適で安心、安全が感じられるまちづくりを進めます。

(消防・防災体制の強化)

消防・防災体制の強化についてです。

近年、地震や台風、異常気象による豪雨など、全国各地で大規模な自然災害が相次いで発生し、甚大な被害をもたらしています。本町では、これからも河川監視カメラなどを活用し、迅速かつ適切な初動対応に取り組んで参ります。

併せて、災害発生時の人的、物的協力体制を充実できるように、関係機関と連携した防災体制を強化するとともに、地域防災の中核を担う消防団の屯所整備や防火衣などの装備充実を進め、活動体制の強化を図って参ります。

(交通安全・防犯体制の強化)

交通安全対策につきましては、「第12次岩手町交通安全計画」の策定を進め、関係機関、団体が一体となり、交通安全思想の普及を進めるとともに、こどもと高齢者への

交通安全対策を重点に啓発活動に取り組みます。特に、歩行者を対象とした交通安全教室を実施し、交通安全教育に取り組みます。

防犯対策につきましては、地域や学校、関係機関が協力し、登下校の見守り活動や防犯パトロールなどを実施できるよう支援して参ります。また、回覧や出前講座等を活用しながら、犯罪被害に遭わないための鍵掛けの励行や特殊詐欺被害防止の取り組みを推進して参ります。

(道路・橋梁・河川の整備)

次に、道路関連事業についてです。

道路や橋梁は、町民の生活に密接した重要な社会基盤であることから、誰もが安心して利用できるよう、計画的な修繕及び維持管理に取り組むとともに、歩行空間の確保など、安心して通行できる道路環境の改善に努めて参ります。

また、激甚化・頻発化する自然災害に備え、河川の氾濫防止対策を講じて参ります。

(上下水道の整備)

次に、上水道事業につきましては、水道料金の値上げ

改定を令和4年度から令和8年度まで段階的に実施しております。今後も将来の経営を見据えた料金見直しを行い、持続可能な経営を目指して参ります。また、老朽化が著しい水道施設については、子抱浄水場沈殿池更新の詳細設計ほか、沼宮内地区等の老朽管更新工事を行い、安全、安心な水道水の供給に努めて参ります。

公共下水道事業及び戸別浄化槽事業につきましては、水洗化リフォーム助成制度の活用を促し、水洗化率の向上を図って参ります。関連する施設整備については、浄化センター電気設備改修を行い、汚水処理設備を維持し、安定稼働に努めて参ります。

また、下水道使用料及び浄化槽使用料の見直しを行い、経営基盤強化に取り組んで参ります。

(住宅環境の整備)

住宅環境の整備につきましては、町営住宅の適切な運営を図るとともに、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕及び維持管理に取り組んで参ります。

また、住宅用地の安定的な供給を図るため、道路整備などにより、民間主導型の宅地開発を促進して参ります。

基本目標 6 「ひとと自然が共存する持続可能なまち」

次に、基本目標の 6、「ひとと自然が共存する持続可能なまち」についてです。

本町の美しい自然と共存するまちを次世代に継承するため、計画的なごみ処理の推進を図って参ります。また、SDGs にも貢献する省エネルギーの促進とともに、エネルギーの効率的利用にも取り組んで参ります。

(廃棄物処理の推進)

本町が取り組む県内初のプラスチックごみの一括回収と資源化については、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間、国からの認定を受けて取り組み、リサイクルの推進と可燃ごみの減量化を進めています。今後もプラスチック一括回収事業の認定更新を行い、可燃ごみの減量に努めて参ります。また、ごみの広域処理化について、引き続き関係市町と連携し、検討を重ねて参ります。

(「ゼロカーボンシティ」の実現)

令和 7 年度の施政方針において宣言した「ゼロカーボンシティ」実現のために、現在、地球温暖化実行計画（区域

施策編) の策定を進めているところであり、町民の皆様
の協力をいただきながら地球温暖化対策に取り組んで参
ります。

基本目標 7 「次世代につなぐ地域経営のまち」

最後に、基本目標の 7、「次世代につなぐ地域経営のま
ち」についてです。

多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応するため、
行財政改革の推進や自治体 D X 「デジタル・トランスフ
ォーメーション」の推進を図り、行政や地域の経営力を
高めて参ります。

(行財政改革の推進)

行政運営につきましては、社会情勢が変化する中で、
多様化、高度化する行政需要に対応していくために、職
員一人一人の意欲、能力の向上による専門性の強化と機
能的な組織体制の構築は、常に取り組んでいかなければ
ならない課題であります。

各種研修の充実を図り、政策形成能力やコミュニケー
ション能力の向上、コンプライアンスの順守など、職員

の資質向上を目的とする人材育成を進め、より効率的で質の高い総合力をもった組織となるよう取り組んで参ります。

また、統合新設中学校開校に伴う学校及び給食センター建設などの大規模な事業を実施することとしており、今よりも厳しい財政状況となることから、事務事業の効率化などに取り組み、健全で持続可能な財政運営に努めて参ります。

(情報化の推進)

情報化の推進につきましては、町民の皆様がデジタル化の恩恵を実感できるよう、引き続き取り組みを進めて参ります。また、国が進める標準準拠システムへの移行作業も着実に進め、住民サービスの向上や事務の効率化に努めて参ります。

今後もDX事業について実証と研究を重ねながら、町民の声に耳を傾け、本町に適した効果的な取り組みを着実に推進して参ります。

以上、令和8年度における町政運営の基本方針と、施

策の概要についてご説明いたしました。

(結びに)

本町の70年という長い歴史をひも解くと、いつの時代も前向きな諸先輩方のご努力、ご尽力の結晶をたくさんうかがい知ることができます。決してあきらめず、めげずにひた向きに取り組まれたその姿勢は、今のまちづくりにとっても大事な道しるべとなっております。

総合計画に掲げる本町の将来像「わたしたちが創る 笑顔がいっぱい いわてまち」は、町民自らが主体的にまちづくりに参加し、ワンチームで共に本町の未来をデザインして行こうという熱い願いが込められております。

令和8年度から岩手町総合計画の後期基本計画がスタートします。計画に掲げる将来像や基本目標の実現のためには、本町に関わる全ての人たちがまちづくりの主役となり、未来の創り手となり、みんなで力を合わせて岩手町の明るい未来を創造していく行動が必要です。あらゆる可能性を排除せず、ワンチームになるためにコミュニケーションを活発にしながら人材育成の取り組みを随所に盛り込んで参ります。

議員各位並びに町民の皆様には、格別なるご理解とご協力を心よりお願い申し上げ、令和8年度の町政運営に関する所信表明といたします。

令和8年3月3日

岩手町長 佐々木 光 司

本文は演説用草稿ですので、表現その他に若干の変更がある場合があります。

岩手町民憲章

昭和50年7月21日制定

わたくしたちは、北上川の源泉岩手町の町民です。
わたくしたちのまちは、水と緑の大自然にめぐまれ
先人の努力によって、きたかみの流れとともに
発展をつづけているまちです。

わたくしたちは、このまちの町民であることに誇りをもち、
よりよいまちの創造と、おたがいのしあわせをねがい、
りっぱな町民となるため、ここに町民憲章をさだめます。

- 郷土を愛し、住みよいまちをつくります。
- 自然をたいせつにし、美しいまちをつくります。
- 働くことを誇りとし、かづよいまちをつくります。
- 互いに協力し、人情豊かなまちをつくります。
- 先人の偉業をたたえ、高い文化のまちをつくります。

岩手町総合計画（2021-2030）

岩手町が目指す将来像

わたしたちが創る 笑顔がいっぱい いわてまち

まちづくりの3つの手法

- 地域への愛着・誇りの醸成（シビックプライド）
- まちのブランド化（ブランディング）
- 持続可能性の追求（SDGsの取り組み）

7つの基本目標

1. 住むひと・来るひとみんなで創るまち
2. 多彩な産業で未来を拓くまち
3. ひとと文化を大切にする教育のまち
4. 幸せと笑顔があふれる健康福祉のまち
5. 安全で安心して住み続けられるまち
6. ひとと自然が共存する持続可能なまち
7. 次世代につなぐ地域経営のまち